

投資主各位

東京都千代田区神田小川町三丁目3番地
ヘルスケア&メディカル投資法人
執行役員 吉岡靖二

第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2018年10月29日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様につきましては、本投資主総会における各議案について賛成されるものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されることとなりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

(本投資法人現行規約抜粋)
第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

記

1. 日 時 2018年10月30日（火曜日）午前10時
（受付：午前9時30分～）
2. 場 所 東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町 3階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的事項

決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として、本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社であるヘルスケアアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。
 - ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正事項を本投資法人のホームページ (<http://www.hcm3455.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
 - ◎本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 規約変更の理由

- (1) 本投資法人が原則として毎期継続して利益を超えた金銭の分配を行う方針とする旨の規定を追加するものです。（現行規約第36条第2項）
- (2) 本投資法人が他の投資法人との間で新設合併又は吸収合併（本投資法人が吸収合併存続法人である場合及び吸収合併消滅法人である場合を含みます。）する場合において、資産運用会社が遂行する当該合併に関する業務の対価として、取得報酬に準じた基準により、資産運用会社に対して合併報酬を支払う旨の規定を新設するものです。また、かかる合併報酬の新設に伴い、合併の場合に取得報酬及び譲渡報酬が重ねて生じないことを明確にするため、規定を追加するものです。（現行規約第38条第1項）
- (3) その他、規定内容の明確化のために変更を行うものです。（現行規約第36条第1項及び第40条第2項）

2. 規約変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分です。）

現 行 規 約	変 更 案
第7章 資産運用の対象及び方針	第7章 資産運用の対象及び方針
第36条（金銭の分配の方針） 1. （記載省略） (1) 本投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、投信法及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に準拠して決算期ごとに計算される利益の金額をいう。 (2)～(3)（記載省略）	第36条（金銭の分配の方針） 1. （現行どおり） (1) 本投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、投信法及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に準拠して決算期ごとに計算される利益（ <u>投信法第136条第1項に規定する利益をいう。</u> ）の金額をいう。 (2)～(3)（現行どおり）

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、保有資産の状況並びに財務の状況等により本投資法人が適切と判断する場合、前項第(2)号で定める分配金額に投信協会の諸規則に定める額を上限として本投資法人が決定する額を加算した額を、分配可能金額を超えて分配することができる。また、本投資法人は、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額により、分配可能金額を超えて金銭の分配をすることができる。さらに、本投資法人は、本投資法人における費用負担の軽減を目的として本投資法人が適切と判断する場合、本投資法人が決定した金額により、分配可能金額を超えて金銭の分配をすることができる。</p> <p>3. ～4. (記載省略)</p>	<p>2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、保有資産の状況並びに財務の状況等により本投資法人が適切と判断する場合、前項第(2)号で定める分配金額に投信協会の諸規則に定める額を上限として本投資法人が決定する額を加算した額を、分配可能金額を超えて分配することができる。また、本投資法人は、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額により、分配可能金額を超えて金銭の分配をすることができる。<u>なお、本投資法人は、原則として毎期継続的に利益を超える金銭の分配を行う方針とする。利益を超えて投資主に分配された金額は、まず出資剰余金の額から控除し、控除しきれない金額は出資総額から控除する。また、その実施及び金額の決定にあたっては、保有資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額及び本投資法人の財務状態に十分配慮する。但し、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、保有資産の状況並びに財務の状況等を踏まえ、本投資法人が不適切と判断した場合には利益を超える金銭の分配は行わないことができる。</u></p> <p>3. ～4. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第38条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準）</p> <p>1.（記載省略）</p> <p>(1)～(2)（記載省略）</p> <p>(3) 取得報酬</p> <p>本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産を取得した場合、取得報酬として、その取得代金（売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により取得した当該不動産関連資産の評価額、出資による場合は出資金を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに取得に要する費用（もしあれば）を除く。）に、1.0%（但し、本投資法人が定める利害関係者との取引の場合は0.5%とする。）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を資産運用会社に対して支払う。</p> <p>(4) 譲渡報酬</p> <p>本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産を譲渡した場合、譲渡報酬として、その譲渡代金（売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により譲渡した当該不動産関連資産の評価額を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに譲渡に要する費用（もしあれば）を除く。）に、1.0%（但し、本投資法人が定める利害関係者との取引の場合は0.5%とする。）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を資産運用会社に対して支払う。</p>	<p>第38条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>(1)～(2)（現行どおり）</p> <p>(3) 取得報酬</p> <p>本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産を取得した場合（<u>但し、本項第(5)号に定める合併の場合を除く。</u>）、取得報酬として、その取得代金（売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により取得した当該不動産関連資産の評価額、出資による場合は出資金を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに取得に要する費用（もしあれば）を除く。）に、1.0%（但し、本投資法人が定める利害関係者との取引の場合は0.5%とする。）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を資産運用会社に対して支払う。</p> <p>(4) 譲渡報酬</p> <p>本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産を譲渡した場合（<u>但し、本項第(5)号に定める合併の場合を除く。</u>）、譲渡報酬として、その譲渡代金（売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により譲渡した当該不動産関連資産の評価額を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに譲渡に要する費用（もしあれば）を除く。）に、1.0%（但し、本投資法人が定める利害関係者との取引の場合は0.5%とする。）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を資産運用会社に対して支払う。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(5) 報酬の支払時期 ①～④ (記載省略) (新設)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>第40条 (諸費用の負担)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(1) 投資口及び新投資口予約権の発行、投資法人債の発行、上場及び上場維持に関する費用 (券面の作成、印刷及び交付に係る費用、引受証券会社への手数料を含む。)</p>	<p>(5) <u>合併報酬</u> 本投資法人は、本投資法人と他の投資法人との間の新設合併又は吸収合併 (本投資法人が吸収合併存続法人である場合及び吸収合併消滅法人である場合を含む。以下同じ。) (以下「合併」と総称する。) において、<u>資産運用会社が当該他の投資法人の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合、合併報酬として、当該他の投資法人が保有する不動産関連資産のうち新設合併設立法人又は吸収合併存続法人が承継し又は保有するものの合併の効力発生日における評価額の合計額に1.0%を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額 (1円未満を切捨てる。)</u>を資産運用会社に対して支払う。</p> <p>(6) 報酬の支払時期 ①～④ (現行どおり) <u>⑤合併報酬</u> 本投資法人は、<u>合併報酬を、合併の効力発生日から3ヶ月以内に資産運用会社に対して支払う。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第40条 (諸費用の負担)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(1) 投資口及び新投資口予約権の発行、投資法人債の発行、<u>自己投資口の取得</u>、上場及び上場維持に関する費用 (券面の作成、印刷及び交付に係る費用、引受証券会社への手数料を含む。)</p>

現 行 規 約	変 更 案
(2)～(12) (記載省略)	(2)～(12) (現行どおり)
制定 平成26年11月28日	制定 平成26年11月28日
改正 平成27年 1 月23日	改正 平成27年 1 月23日
改正 平成28年10月27日	改正 平成28年10月27日
	改正 平成30年10月30日

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員吉岡靖二は、2018年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、2018年11月1日付で新たに執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案における執行役員の任期は、現行規約第17条第2項の定めにより、2018年11月1日より2年間とします。

なお、本議案は、2018年9月5日開催の本投資法人の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、並びに 本投資法人における地位及び担当
ヨシ 吉 オカ 岡 セイ 靖 ジ 二 (1963年10月25日生)	1986年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2003年1月 同行 ストラクチャードファイナンス営業部 不動産ファイナンスグループ長 2005年4月 同行 不動産ファイナンス営業部 投資企画グループ長 2006年4月 同行 不動産ファイナンス営業部 副部長 2011年4月 同行 不動産ファイナンス営業部長 2013年11月 ヘルスケアアセットマネジメント株式会社 出向 代表取締役社長 2014年4月 同社 転籍 代表取締役社長（現任） 2014年12月 本投資法人 執行役員（現任）

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有していません。
2. 上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるヘルスケアアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。上記執行役員候補者と本投資法人の間には、その他に特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者は、現在本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案の補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第17条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の就任日である2018年11月1日より2年間とします。

なお、本議案は、2018年9月5日開催の本投資法人の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、及び重要な兼職の状況
フジ 藤 セ 瀬 ユウ 裕 ジ 司 (1962年5月21日生)	1986年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2007年3月 みずほ証券株式会社 入社 2010年8月 日興コーディアル証券株式会社（現 S M B C日興証券株式会社） 法務部 副部長 2010年10月 同社 商品・法人コンプライアンス部 副部長 2012年3月 同社 法務部長 2014年9月 同社 法務部 2016年2月 弁護士登録 島田法律事務所 入所（現任）

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有していません。
2. 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 本議案における補欠執行役員の選任については、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員藤本幸彦及び志田康雄は、2018年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、2018年11月1日付で新たに監督役員2名の選任をお願いするものです。なお、本議案における監督役員の任期は、現行規約第17条第2項の定めにより、2018年11月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、重 要 な 兼 職、及 び 本 投 資 法 人 に お け る 地 位
1	フジ モト サチ ヒコ 藤 本 幸 彦 (1953年12月23日生)	1977年4月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行 1989年10月 中央新光監査法人 入所 1990年8月 中央コーパス・アンド・ライブラント国際税務事務所（現 PwC税理士法人） 入所 1993年5月 同法人 マネージャー 1997年4月 同法人 パートナー 2008年7月 同法人 理事パートナー 2014年7月 隼あすか法律事務所 顧問（現任） 2014年12月 本投資法人 監督役員（現任） 2017年4月 一般社団法人グリーンファイナンス推進機構 審査委員会委員（現任）

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、重 要 な 兼 職、及 び 本 投 資 法 人 に お け る 地 位
2	シ 志 ダ 田 ヤ ス 康 オ 雄 (1945年12月16日生)	1968年4月 大蔵省（現 財務省）入省 1984年7月 内閣法制局 参事官（税法、金融法等 大蔵省所管法令担当） 1989年7月 大蔵省 関税局国際機関課長 1991年6月 同省 大臣官房会計課長 1992年6月 国税庁 広島国税局長 1994年7月 国土庁（現 国土交通省） 長官官房 審議官（計画・調整局担当） 1996年7月 大蔵省 造幣局長 1997年7月 地域振興整備公団 理事 2000年7月 株式会社整理回収機構 取締役副社長 2000年9月 城山綜合法律事務所 入所 2003年1月 ブレークモア法律事務所 入所（現 任） 2005年4月 株式会社整理回収機構 代表取締役副 社長 2006年6月 株式会社整理回収機構 代表取締役社 長代行 2009年7月 一般社団法人日本中小企業経営支援専 門家協会 副理事長（現任） 2011年6月 株式会社整理回収機構 代表取締役副 社長 2012年6月 有限会社小陣屋興産 取締役（現任） 2013年4月 一般財団法人地域開発研究所 監事 （現任） 2014年10月 有限会社小陣屋興産 代表取締役（現 任） 2015年1月 本投資法人 監督役員（現任） 2016年3月 特定非営利活動法人大分県学生交流等 協力支援協会 副理事長（現任） 2016年5月 公益財団法人大分県奨学会 評議員 （現任） 2017年6月 株式会社民間資金等活用事業推進機構 監査役（社外監査役）（現任）

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有していません。
2. 上記監督役員候補者は、いずれも現在本投資法人の監督役員として執行役員の職務執行全般を監督しております。
3. 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づく現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案乃至第4号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

第3回投資主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町 3階

電 話：03-3263-9621

交 通：「九段下駅」7番出口徒歩3分（東西線）
「九段下駅」5番出口徒歩4分（半蔵門線・新宿線）
「神保町駅」A2出口徒歩5分（半蔵門線・新宿線・三田線）
「水道橋駅」西口徒歩8分（JR線）
「飯田橋駅」東口徒歩12分（JR線）



*九段下・神保町エリアには「ベルサール」が3会場ございますのでご注意ください。
（「ベルサール九段」「ベルサール神保町アネックス」ではございません。）

お願い：会場には駐車場のご用意がございません。また、当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。